

6 防災・防犯

6-1 災害に強いまちづくり

6-1-1 災害の未然防止と減災

【現況と課題】

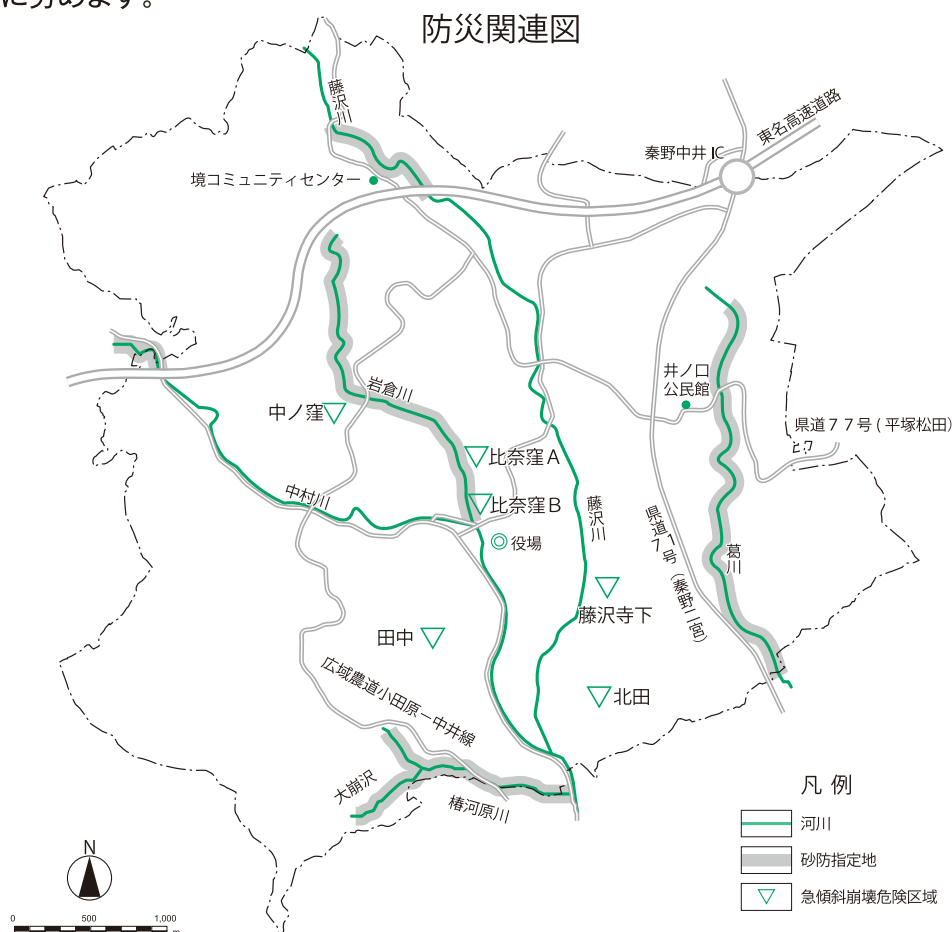
大磯丘陵に位置する本町は、起伏が多く、地形的にも地層が複雑に構成されていることから、町内の急傾斜地崩壊危険区域の防止工事や砂防指定地域における治山・治水工事などが求められており、引き続き県に要望を行っていく必要があります。

また、今後発生が危惧される地震災害に備え、民間住宅の耐震化を促進するとともに、近年増加している大雨災害に備え、調整池の適正な管理や排水施設の整備を進める必要があります。

災害に備え、本町では住民を対象とした防災訓練を災害種別ごとに実施することなどにより、防災や自助・共助の意識向上を図ることで減災の推進に努めています。

【施策目標】

急傾斜地崩壊対策事業・治山対策事業等による災害未然防止や地震・大雨災害に備えた取組を進めることで安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、防災訓練などにより防災意識の向上に努めます。



6-1-1-1 治山・治水対策の促進

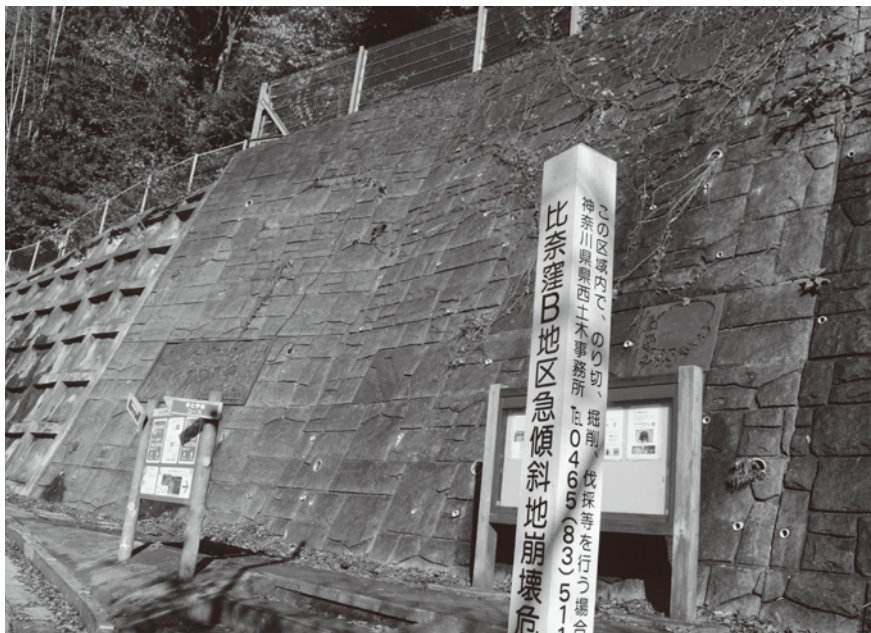
【施策内容】

治山・治水対策として整備すべき箇所を優先順位づけしたうえで、継続して関係機関に整備を要望するとともに、土地利用計画を踏まえ雨水対策として必要な施設整備と既存施設の適正な維持管理に努めます。

6-1-1-2 大規模災害への減災対策の促進

【施策内容】

民間住宅の耐震化促進や保安上の問題となる空き家の把握・対処方法の検討を進めるなど、災害の未然防止対策・減災対策に努め、災害に強いまちづくりを進めます。



急傾斜地崩壊対策

6-1-2 防災体制の充実

【現況と課題】

東海・県西部地震の発生が危惧されているなかで、災害時における対策の強化が求められています。

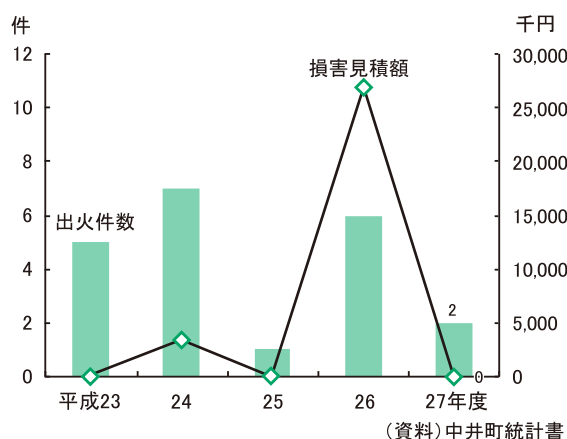
災害発生時の情報伝達機能の確保やボランティアを含めた支援活動との連携、さらに企業等と連携した帰宅困難者対策や、避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを迅速かつ適切に行うための体制づくりなど、総合的な防災対策が必要となります。

地域での助け合いなど町民一人ひとりの果たす役割は大きく、自主防災組織の活動支援や防災リーダーの育成、防災訓練などを通じた自主的な防災体制の強化を進めていく必要があります。

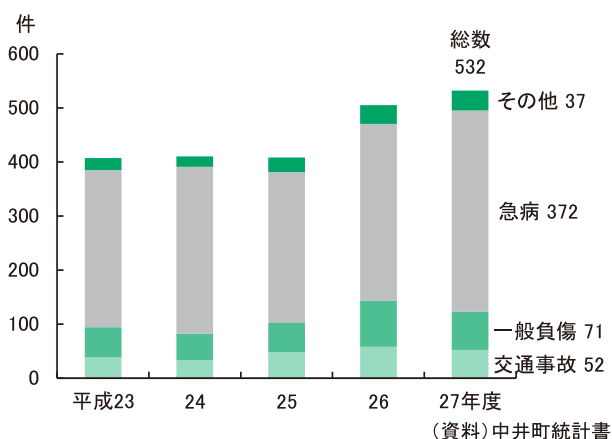
また、消防救急体制については小田原市への消防事務委託により常備消防の充実・強化を図るとともに、消防団が火災、風水害、地震などの災害に備えており、地域の防災の核として重要な役割を果たしていますが、年々消防団員の確保が難しくなっています。

さらに、今後は公共施設における Wi-Fi 環境の整備など、大規模災害における有効な情報受発信手段の多様化についても進めていく必要があります。

火災発生件数及び損害額見積の推移



救急出動の推移



【施策目標】

災害時に的確な対応と情報収集ができるよう、地域における自主的な防災活動の支援や防災資機材の充実に努めるとともに、町民と行政が迅速で適切な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図ります。

※ 避難行動要支援者

自ら避難することが困難で、避難のために支援を必要とする人。

※ Wi-Fi

タブレットやスマートフォンなどの情報機器により無線を使ってデータ通信するための規格の一つ。

6-1-2-1 自主防災組織活動の支援

【施策内容】

災害時の自助・共助を促進するため、地域ぐるみの防災訓練の実施や町内事業者との連携・協力体制の整備など、対応力を備えた自主防災組織の充実とともに、防災リーダーの育成に努めます。

6-1-2-2 災害時の避難支援体制の整備

【施策内容】

町民・行政が連携し、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を迅速・適切に行うための体制の整備を推進します。

6-1-2-3 消防・救急体制の充実

【施策内容】

消防広域化による消防・救急業務のさらなる充実に努めるとともに、地域の消防・防災活動に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、より実効的な組織となるよう消防団員の確保と装備・資機材の充実を図ります。



防災訓練

6-2 安全・安心なまちづくり

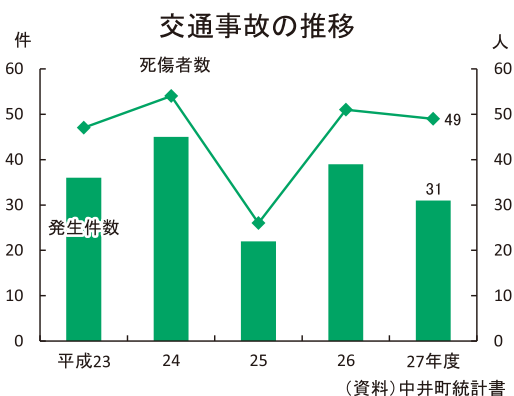
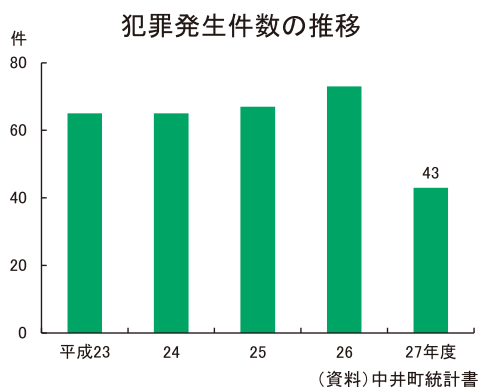
6-2-1 防犯・交通安全

【現況と課題】

町内における犯罪発生件数は平成27年度には50件を下回りましたが、依然として窃盗・振り込め詐欺が発生しており、誰もが安心して暮らせる町の実現のためには、地域と行政が協働し活動を周囲に発信していくことが重要です。

警察などの防犯関係団体や他自治体との情報共有を図るとともに、防犯カメラなどの防犯設備の整備なども必要です。

また、交通事故の抑止については、近年、高齢者関連事故が増加傾向にあるため、これまで実施してきた幼児や児童を対象とした交通安全教育に加え、高齢者を対象とした交通安全についての普及啓発活動が求められています。



【施策目標】

子どもから高齢者までが地域で安心して暮らせる安全なまちづくりの実現に向けて、町民と行政の協働により、防犯対策・交通安全の普及啓発活動に努めます。

6-2-1-1 地域防犯体制の整備

【施策内容】

自主防犯団体への活動支援により地域における防犯意識の向上に努めます。

また、防犯関係機関や他自治体との連携、情報共有により、町民への防犯情報の周知に努めるとともに、防犯カメラなど防犯設備の充実を図ります。

6-2-1-2 交通安全意識の向上

【施策内容】

子どもや高齢者を対象とした交通安全教育の充実や町交通指導隊員等による街頭指導、交通安全啓発キャンペーンなどにより交通安全運動を推進します。

6-2-2 消費者の保護

【現況と課題】

近年、情報通信技術の進展・普及により、ワンクリック詐欺[※]や架空請求、また、インターネット接続回線の契約など、インターネット関連の苦情・トラブルが急増しています。

国においては、消費者庁の設置や消費者基本法に基づく消費者保護のための取組が進められており、本町においても高度化・複雑化する商取引に伴う消費者トラブルに対応していくため、消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、相談体制の充実や消費者保護についての知識の普及啓発などに引き続き努めていく必要があります。

【施策目標】

消費生活を取り巻く問題の解決と知識の普及に努めるとともに、相談業務の充実、強化を目指します。

6-2-2-1 情報提供と意識啓発

【施策内容】

消費者トラブルの具体的な事例や予防策についての情報提供を図るとともに、各種パンフレットや啓発物の配布、消費生活講演会などにより意識啓発や知識の普及に努めます。

6-2-2-2 相談業務の充実強化

【施策内容】

消費者トラブルの解決のため、消費生活センターや他市町村など関係機関と連携し、住民が気軽に悩みを相談することができるよう、相談窓口の充実に引き続き努めます。

※ ワンクリック詐欺

インターネットや電子メールに記載されたアドレスをクリックしただけで、一方的にサービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められるという詐欺。